

除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の概要
(令和8年度及び令和9年度)

※今後の国会で関連税制法が成立することを前提

○期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

○対象者

従前と変更ない。

【参考】

令和4年4月1日以後、新たに下水道が整備された区域内の工場又は事業場において、既に当該区域内で事業を営んでいる者に限定する。

○税率

従前と変更ない。

【参考】

課税標準の特例率

(ア) 大臣配分又は知事配分資産 5分の4

(イ) その他の資産 5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

○対象装置

沈殿又は浮上装置、油水分離装置、中和装置

【参考】令和8年3月31日まで

沈殿又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈殿装置、イオン交換装置